

日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化スポーツ観光省との
スポーツ分野における協力覚書

日本国文部科学省とベトナム社会主義共和国文化スポーツ観光省（以下「双方」という）は、それぞれの国内法令に従って、双方の責任と可能な方法の範囲内で、両国間に現に存在している友好関係を強化・支援すること及びスポーツ分野において協力することの願望の表れとして、以下の認識に達した。

第1項

双方は、以下の協力を促進する。

- 1－スポーツ分野の国際的な会議における相互連携
- 2－両国の関連機関、協会及び連盟間のスポーツプログラムの交流
- 3－スポーツ分野における音声、映像、文献資料、出版物及び経験の交換
- 4－知識や経験の交換や、双方の国で開催される、国内及び国際的な会議及びシンポジウムへの出席、またその他の手段を通じたスポーツ関係者のトレーニング分野における相互協力；
- 5－ハイパフォーマンススポーツ、プロスポーツ、スポーツ医学、アンチ・ドーピング、スポーツ・フォー・オール、研究と開発のプログラム、女性とスポーツ、学校体育、障害者スポーツ及び情報技術のスポーツへの適用の領域における協力の促進

第2項

双方は、本覚書の枠組の範囲内において相互間で交換した情報の機密性を維持する。情報を提供した側からの同意なしに、いかなる情報も第三者に提供しない。

第3項

本覚書は法的拘束力を持つ文書ではなく、スポーツ分野における両国間の協力のための一般的な枠組みである。署名によって、双方に財政的な義務が課せられるものではない。

第4項

スポーツ代表団の交流にあたって、財政的事項は個別のケースにおいて、相互の協議によって決定される。

第5項

本覚書の実施を支援するために、必要に応じて双方の代表は、共同スポーツプログラムの促進とフォローアップを行うための会議を交互に持つ。

第6項

本覚書の解釈又は実施において生じたいかなる課題も、双方間の相互の協議を通じて友好的に解決される。

第7項

本覚書の下での協力は、署名の日から開始する。

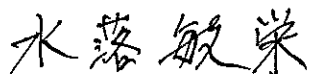
本覚書の下での協力は、その開始から5年継続し、その後5年間自動的に更新される。

本覚書の下での協力は、どちらか一方が書面で6か月前に通知することで本覚書終了の意思を他方に知らせることによって、何時でも終了することができる。

本覚書の下での協力の終了は、終了時に実施されているプロジェクトや活動に影響を与えない。

2017年6月5日に東京において、日本語、ベトナム語、英語による各2通に署名され、全ての文書は同等の価値を有する。解釈に相違がある場合には、英語による本書による。

日本国文部科学省のために



文部科学副大臣

水落 敏栄

ベトナム社会主義文化スポーツ観光省のために



文化スポーツ観光副大臣

レー・カイン・ハイ